

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和5年2月28日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	西田 尚美
同	大野 義信

記

1 措置の内容の通知

令和2年度定期監査（財政部）の結果に対する措置

令和5年2月20日付け 八財活第288号

令和2年度定期監査（環境部）の結果に対する措置

令和5年2月20日付け 八環保第2220号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和2年度定期監査の結果に対する措置の内容
環境事業課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R3.9.22までの取組等の内容	
<p>3 契約事務について</p> <p>契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。</p> <p>契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> <p>① 地方自治法施行令の規定に基づき随意契約としているもののうち、伺書に随意契約の理由が記載されていないもの</p> <p>② 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの</p> <p>③ 契約書又は仕様書に定める受注者から提出させる書類が提出されていないもの、また、受注者への通知がされていないもの</p> <p>④ 財務規則の規定に基づき、契約書の作成を省略し、相手方が記名押印した請書を提出させているが、請書に業務委託料の支払時期に関する記載がないもの</p>	措置状況	1. 措置済(令和4年4月1日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>契約事務について、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>		<p>随意契約に係る伺書の伺い文に、随意契約理由を記載しました。</p> <p>契約事務については、関係法令等に基づき適正な事務処理に改める予定です。</p>	
<p>4 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないものが見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。</p>	措置状況	1. 措置済(令和4年3月31日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>備品全般について、備品台帳と現品の照合確認を行うとともに備品シールを貼付し、適切に管理するよう改めました。</p>		<p>備品全般について令和3年度中に備品台帳と現品の照合確認を行うとともに、備品台帳の整備を図り適切に管理します。</p>	

環境施設課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R3.9.22 までの取組等の内容	
<p>1 委託契約に係る再委託の承認について</p> <p>委託契約において、契約書で業務の全部を再委託することが可能となっており、随意契約理由と不整合となっているものが見受けられたので、契約書の条文について見直しを行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (令和4年11月30日)</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p>
	<p>契約書において、再委託に係る条文の見直しを行いました。</p>		<p>契約書において、再委託に係る条文の見直しを行う予定です。</p>	